



Back office

会社が得する！行政書士のバックオフィスサポート

事業を営むために必要な**各種許認可**について ～行政書士の広い業務範囲の中で許認可の一部をご紹介します その2～

許認可の種類は数えきれないほど存在しており、その多くの手続きは非常に煩雑です。事業を営むためには許認可が必要なケースが多く、無許可で事業を行うと罰則が科せられることがあります。今回は、以前お話をさせて頂いたもの以外の許認可の一部をご紹介します。

1. 宅地建物取引業免許

宅地建物取引業（宅建業）を営む場合、国土交通大臣又は都道府県知事の免許を受けることが必要で下記の業務が該当します。

- ①宅地または建物の売買
- ②宅地または建物の交換
- ③宅地または建物の売買、交換または賃借の代理
- ④宅地または建物の売買、交換または賃借の媒介

1つの都道府県内に事務所を設置し、営業を行う場合は知事免許になり、2つ以上の都道府県に事務所を設置し、営業を行う場合は大臣免許になります。免許の有効期間は5年間で引き続き営業を行う場合は更新手続きが必要になります。

免許を受ける際に要件があります。主なものとしては、

- ①免許を受ける営業所毎に専任の「取引士」がいること。
- ②営業する事務所があること。
- ③免許を受ける営業所毎に「営業保証金」法務局に収めることが出来ること。

※各都道府県の宅地建物取引協会に入会する事で、保証金は減額されます。

免許申請をされる場合は、主たる事務所を管轄する都道府県庁または地方整備局、宅地建物取引協会にご確認下さい。

2. 警備業認定

他人の需要に応じて各種警備を行う場合、主たる営業所の所在地を管轄する警察署に認定申請が必要になります。認定の有効期間は5年間で引き続き営業を行う場合は更新手続きが必要になります。警備業務は大きく4つの区分に分けられますが、さらに細分化されております。

- ①事務所、住宅、興業場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ②人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し防止する業務
- ③運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- ④人の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止する業務

認定を受ける為には要件があり、主なものとしては、

- ①認定を受ける営業所毎に専任の「警備員指導教育責任者」がいること。
- ②役員（取締役・監査役全員）と警備員指導教育責任者の医師の

診断書を取得すること。

※診断書は所定の書式がございます。

各警察署において取り扱いが違いますので申請される場合は事前にご確認下さい。

3. 屋外広告物登録

広告主から広告物の表示・設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを事業として行う場合、都道府県知事及び政令市等の登録が必要になります。対象の広告物の表示・設置に関する工事を行う場所で登録が必要になります。営業所の所在地の有無は関係ありません。登録の有効期間は5年間で引き続き営業を行う場合は更新手続きが必要になります。主な要件としては、

- ①営業所に専任の業務主任者「屋外広告講習修了者」がいること。

広告物の表示・設置に関する工事を行う場所がどの官庁の登録が必要になるか事前にご確認下さい。

4. まとめ

全て許可、登録等になりますので、役員及び資格要件者が各種法令に違反等をした事があれば不許可の対象となりますのでご留意下さい。

現在行っている業務・これから行う業務がこうした許可等が必要かどうか、必要な場合全ての要件を満たしているかどうかの確認が必要になります。申請先（官庁）によって取り扱いが違うこともございますので、申請をお考えの場合一度専門家にご相談する事をお勧め致します。

執筆者紹介



～グループ総従業員数1,060名！～

SATO GROUP
SATO行政書士法人
東京オフィス 副所長

今城 貴倫

SATO GROUPは、創業35年余の実績と品質を誇る業界最高水準のアウトソーサーです。当法人ではB to Bに特化したサービスを提供しており、大企業をターゲットとした「許認可総合管理サービス」「ビザ・在留資格サポートサービス」「開業支援ワンストップサービス」を主要業務とし、お客様企業に点在している「リスク管理」「法令遵守」「業務の大量処理」などを徹底サポートするサービス体制を構築しています。

近年は、周辺業務をアウトソーシングし、コアコンピタンスに集中するというグローバルな経営文化が浸透しつつあります。

ご興味ございましたら是非一度お気軽にご相談ください。

<http://sgs.sato-group.com/>